

平成 15 年度

米子市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

はじめに

本報告書は、本市が実施した情報公開制度及び個人情報保護制度の平成15年度における運用状況を取りまとめたものです。

本市におきましては、平成12年4月1日に情報公開条例及び個人情報保護条例を施行してから、はや4年が経過しました。この4年間で、公文書の公開請求は300件を超え、個人情報保護制度における自己情報開示等の請求は40件を超えました。

この4年間の制度運用を通じて、情報公開制度によって市政への市民参加を推進し、開かれた市政を実現していくこと、及び個人情報保護制度によって基本的人権の擁護に配慮した市政を確立していくことの重要性を、改めて認識するに至りました。

今後は、なお一層制度の定着化を図り、より多くの市民に活用されるよう努めて参りたいと考えておりますので、市民並びに関係各位の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成16年6月

米子市長 野坂康夫

目 次

1	情報公開制度	
(1)	利用及び処理状況	1
(2)	決定内訳の対象公文書数及び異議申立件数	1
(3)	担当課別決定内訳	2
(4)	公文書公開請求の処理状況	4
2	情報提供等（公開請求によらないもの）	
(1)	平成15年度における情報提供等件数	13
(2)	担当課別提供件数	13
(3)	主な情報提供等の内容	13
3	個人情報保護制度	
(1)	各種請求の処理状況	14
(2)	個人情報外部提供等に係る総務課協議	15
4	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
(1)	概要	23
(2)	会議の開催回数	23
(3)	開催内容	23
(4)	異議申立て	23
(5)	審査会委員	28
5	情報公開に関する訴訟	
(1)	平成15年（行ウ）第3号	28
(2)	平成15年（行ウ）第4号	28
(3)	平成15年（行ウ）第5号	28
(4)	平成15年（行ウ）第6号	28
(5)	平成15年（行ウ）第7号	29
(6)	平成16年（行コ）第1号	29
(7)	平成16年（行ウ）第1号	29
6	外郭団体の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	29
(2)	個人情報保護制度	29
7	米子市日吉津村中学校組合の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況	30
	（資料）米子市情報公開・個人情報保護審査会答申	

1 情報公開制度

(1) 利用及び処理状況

(平成16年3月31日現在)

実施機関名	請求件数	決定済件数
市長	50	50
教育委員会	12	12
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
水道事業管理者	1	1
議会	8	8
合計	71	71

(2) 決定内訳の対象公文書数及び異議申立件数

(平成16年3月31日現在)

区分	決定内訳			合計	異議申立て
	公開	一部公開	非公開 (不存在)		
市長	25	23	2(2)	50	0
教育委員会	9	2	1(1)	12	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	1	0	1	0
議会	3	2	3(3)	8	0
合計	37	28	6(6)	71	0

(3) 担当課別決定内訳

(平成16年3月31日現在)

担当課	決定内訳			合計
	公開	一部公開	非公開 (不存在)	
【市長】				
総務部	5	3	0	8
秘書室	0	0	0	0
総務課	1	2	0	3
職員課	1	0	0	1
財政課	3	1	0	4
課税課	0	0	0	0
収税課	0	0	0	0
検査専門員	0	0	0	0
人権政策部	1	1	0	2
人権政策課	1	1	0	2
企画部	7	4	1(1)	12
企画課	0	0	0	0
地域政策課	3	3	1(1)	7
自治振興課	4	1	0	5
市民環境部	2	2	0	4
市民課	0	1	0	1
環境政策課	2	1	0	3
環境事業課	0	0	0	0
福祉保健部	0	7	0	7
福祉課	0	0	0	0
長寿社会課	0	0	0	0
児童家庭課	0	0	0	0
保険課	0	0	0	0
健康対策課	0	7	0	7
経済部	4	4	1	9
商工課	2	2	1(1)	5
観光課	2	0	0	2
農政課	0	2	0	2
水産振興室	0	0	0	0
耕地課	0	0	0	0
建設部	6	2	0	8
管理課	1	1	0	2
土木課	0	0	0	0

担当課	決定内訳			合計
	公開	一部公開	非公開 (不存在)	
建築課	0	0	0	0
都市計画課	1	0	0	1
建築指導室	0	0	0	0
都市整備課	4	1	0	5
下水道部	0	0	0	0
業務課	0	0	0	0
計画課	0	0	0	0
工務課	0	0	0	0
施設課	0	0	0	0
会計課	0	0	0	0
【教育委員会】	9	2	1(1)	12
庶務課	0	0	0	0
学校教育課	0	0	0	0
生涯学習課	0	0	0	0
文化課	9	2	1(1)	12
国民文化祭推進室	0	0	0	0
体育課	0	0	0	0
学校給食センター	0	0	0	0
【選挙管理委員会】	0	0	0	0
【公平委員会】	0	0	0	0
【監査委員】	0	0	0	0
【農業委員会】	0	0	0	0
【固定資産評価審査委員会】	0	0	0	0
【水道事業管理者】	0	1	0	1
計画課	0	0	0	0
総務課	0	0	0	0
営業課	0	0	0	0
浄水課	0	0	0	0
施設課	0	0	0	0
給水維持課	0	0	0	0
境港営業所	0	0	0	0
【議会】	3	2	3(3)	8
合計	37	28	6(6)	71

(4) 公文書公開請求の処理状況

No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容 又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
1	H15.4.14	法人	農政課	別紙図面の ~ と図示する個所が農用地区域から除外したことに係る文書	一部公開	H15.4.28	個人情報 法人等情報	写しの交付 70枚 700円
2	H15.4.18	個人	自治振興課	平成15年4月17日付け発米自第12号により公文書一部公開決定を行った決裁票の全文	公開	H15.4.28		写しの交付 1枚(両面) 20円
3	H15.4.18	個人	自治振興課	平成15年5月31日付け発米自第196号により公文書一部公開決定を行った決裁票の全文	公開	H15.4.28		写しの交付 1枚(両面) 20円
4	H15.5.2	個人	職員課	総務課長、管理課長、自治振興課長、自治振興課自治振興係長の人事記録	公開	H15.5.6		写しの交付 2枚 20円
5	H15.5.2	個人	財政課	平成12年度9月補正予算に向けて、文化課より、財政課に提出した「予算要求書」の全文書	一部公開	H15.5.19	法人等情報	写しの交付 46枚 460円
6	H15.5.12	個人	文化課	平成14年度の文化課が保有する全文書綴の「文書目録」のみ全文	公開	H15.5.26		写しの交付 330枚 3,300円
7	H15.5.12	個人	文化課	パティオ広場に展示の「法勝寺電車・客車」の掲示板(新設)に使用した電車図面(mm表示)の原図(原図とは、業者が図面を作成し、文化課に提出した元図面を示す。)	公開	H15.5.26		写しの交付 2枚(カラー1枚) 60円
8	H15.5.19	個人	財政課	平成15年5月14日付け発米財第75号により公文書一部公開決定を行ったりん議決裁票及び判断に使用した根拠の参考資料の全文(発米財第75号による開示文書43枚を除く決裁票に添付した全文書)	公開	H15.5.29		写しの交付 4枚 40円

9	H15.5.19	個人	自治振興課	平成15年5月14日付け発米自第35号により「公文書一部公開決定の変更について(通知)」を行ったりん議決裁票及び根拠とした参考資料	一部公開	H15.5.28	公文書不存在	写しの交付 1枚(両面) 20円
10	H15.5.19	個人	文化課	平成15年5月14日付け発米教文第64号により「公文書一部公開決定の変更について(通知)」を行ったりん議決裁票及び根拠とした参考資料	一部公開	H15.5.29	公文書不存在	写しの交付 1枚(両面) 20円
11	H15.5.23	個人	財政課	6月補正予算に向けて平成15年5月12日に管理職を対象に開催した「枠配分方式導入の説明会(第1部)で、財政課長が出席者に配付し、説明を行った『財政概要』とする資料・文書の全文	公開	H15.5.29		写しの交付 13枚 130円
12	H15.7.8	個人	都市計画課	米子境港都市計画総括図(境港市)2万分の1の図面	公開	H15.7.10		写しの交付 2枚(カラー) 100円
13	H15.7.17	法人	総務課	米子消防署整備事業の平成15年度6月期補正予算の内訳が分かる文書	公開	H15.7.28		写しの交付 3枚 30円
14	H15.8.13	個人	管理課	米子市北公園墓地の管理人の業務内容が分かる文書、米子北公園墓地の管理人者名及び米子北公園墓地の管理人者の勤務時間が分かる文書(平成15年1月以降分)	一部公開	H15.8.25	個人情報	写しの交付 181枚 1,810円
15	H15.8.28	個人	地域政策課	平成9年3月11日付け港第228号で鳥取県土木部長が米子市長あてに送付した「米子空港プロジェクト推進体制について」(依頼)	公開	H15.9.5		写しの交付 8枚 80円
16	H15.9.5	個人	観光課	平成12年度の「皆生砂蒸し風呂」の事業に関する文書綴	公開	H15.9.10		閲覧
17	H15.9.16	個人	地域政策課	平成7年から平成9年の間で「2,500m延長計画」に関連する文書綴の全文書	一部公開	H15.10.20	個人情報 審議・検討又は協議に関する情報	閲覧

18	H15.9.16	個人	観光課	平成12年度、13年度の予算要求文書綴の全文書及び温泉地魅力整備事業に関するすべての文書	公開	H15.9.29		閲覧
19	H15.9.17	個人	水道局	平成13年度から平成15年8月末までに懲戒処分を受けた職員氏名と処分内容及び処分の理由に関する公文書	一部公開	H15.9.18	個人情報	写しの交付 4枚 40円
20	H15.9.26	個人	健康対策課	心の健康相談窓口業務に関わる勤務表	一部公開	H15.9.30	個人情報	写しの交付 21枚 210円
21	H15.10.10	個人	財政課	平成15年10月7日付け発米財第298号のりん議決裁票	公開	H15.10.20		写しの交付 3枚 30円
22	H15.10.23	法人	環境政策課	米子野鳥保護の会が、10月16日付けで、米子市長に対し、提出した中海のラムサール条約登録運動についての陳情書	公開	H15.10.28		写しの交付 1枚 10円
23	H15.10.24	個人	文化課	後藤工業株式会社より提出のあった大正ロマン電車の修理見積書の提出月日を記入した「表紙」1枚	公開	H15.10.30		写しの交付 1枚 10円
24	H15.10.31	個人	総務課	米子市心の健康相談窓口運營業務調査委員会議事録(テープは除く。)	一部公開	H15.12.8	個人情報 事務事業の執行に関する情報 公文書不存在	写しの交付 30枚 300円
25	H15.11.4	個人	文化課	元町商店街振興組合と文化課が法勝寺電車客車の移転保存修理について協議し決定された事項に関する報告文書のすべての文書	一部公開	H15.11.17	個人情報	写しの交付 6枚 60円
26	H15.11.14	個人	商工課	「米子よりみち通り事業」に係る全文書(第1回として元町商店街より提出の「陳情書」から13年3月末までの全文書)	一部公開	H15.12.12	個人情報 法人等情報	閲覧

27	H15.11.14	個人	議会事務局	平成9年に元町通り商店街振興組合より提出のあった「陳情書」の全文及び当該議案を委員会にて討議の上で「趣旨採択」とした委員会の議事録の全文	一部公開	H15.11.27	文書不存在	写しの交付 31枚 310円
28	H15.11.17	個人	健康対策課	医療法人有真会から米子市に提出のあった委託料の決算(平成14年度)の内訳書(ただし別添資料に二重丸の部分)	一部公開	H15.11.20	個人情報 法人等情報	写しの交付 134枚 1,340円
29	H15.11.18	個人	議会事務局	平成15年10月31日開催の民生環境委員会の会議録の全文及び参考資料	非公開	H15.12.2	文書不存在	
30	H15.11.21	個人	文化課	発米教文第287号の文書を決裁した決裁票	公開	H15.12.4		写しの交付 1枚(両面) 20円
31	H15.11.21	個人	文化課	平成12年5月24日の伺い文書により、「元町商店街振興組合」と文化課が客車の移転保存修理に関する協議を行った協議記録の全文(後日の別件協議記録に関する文書は一切不要)	非公開	H15.12.4	文書不存在	
32	H15.11.26	個人	健康対策課	たけのこ相談室業務日報(平成14年10月28日及び平成14年12月10日分)	一部公開	H15.12.2	個人情報	写しの交付 6枚 60円
33	H15.11.26	個人	健康対策課	医療法人有真会の平成14年度の賃金台帳等人員費の支出が確認できるものすべて	一部公開	H15.12.10	個人情報	写しの交付 46枚 460円
34	H15.12.2	個人	健康対策課	平成14年10月28日と平成14年12月20日のたけのこ相談室の講演会が行われたことが分かる文書	一部公開	H15.12.12	個人情報	写しの交付 4枚 40円
35	H15.12.2	個人	総務課	1 「米子市中心の健康相談窓口運営業務調査委員会」が返還金を確定するに当たって作成した資料すべて 2 事業開始時に医療法人有真会から提出された専門相談員資格説明書及び養成相談員資格説明書	一部公開	H15.12.8	個人情報	写しの交付 26枚 260円

36	H15.12.4	法人	市民課	住民基本台帳閲覧に関わる申請書及び誓約書類かがみ(添付資料除く、公用のものを除く。),「住民基本台帳閲覧申請書」及び「住民票の閲覧請求書」(H15年1月8日受付分～11月21日受付分のものすべて)	一部公開	H15.12.15	個人情報	写しの交付 59枚 590円
37	H15.12.4	個人	議会事務局	平成15年12月2日付け発米議第348号で行った公文書非公開決定の決裁票の全文	公開	H15.12.11		写しの交付 1枚(両面) 20円
38	H15.12.8	個人	健康対策課	心の健康相談窓口業務運営事業に関わる有真会から提出された取引明細書	一部公開	H15.12.9	個人情報	写しの交付 50枚 500円
39	H15.12.9	個人	文化課	平成15年12月4日付け発米教文第310号で行った公文書非公開決定の決裁票の全文	公開	H15.12.19		写しの交付 1枚(両面) 20円
40	H16.1.22	法人	環境政策課	合理化特別措置法に基づく合理化事業計画に係る市内対策協議会の設置から現在に至るまでの会議議事録若しくは会議概要を記した資料全般及び合理化事業に係る先進地視察及び視察先における合理化事業実施状況資料	一部公開	H16.2.5	文書不存在 事務事業の執行に関する情報 国等との協力関係に関する情報	写しの交付 23枚 230円
41	H16.1.23	法人	環境政策課	ラムサール条約指定陳情(反対)JA西部(含7団体)	公開	H16.2.5		写しの交付 3枚 30円
42	H16.1.23	法人	議会事務局	ラムサール条約指定反対陳情 JA西部(含7団体)	公開	H16.2.6		写しの交付 3枚 30円
43	H16.1.23	法人	農政課	米子水鳥公園に生息する鳥類による農作物被害に対する補償に関する要綱における平成6,7年度被害発生時の補償に関わるすべての文書(認定委員会メンバー・評価員メンバー及び調査の実態等)	一部公開	H16.1.30	個人情報	写しの交付 88枚(カラー2枚) 960円

44	H16.1.27	個人	商工課	平成13年4月1日から現在に至る間の「よりみち通り整備事業」に関する全文書(契約関係文書を含む。)	一部公開	H16.3.11	個人情報	閲覧
45	H16.2.4	個人	議会事務局	平成13年3月議会に市長が提案した「よりみち通り整備事業」に関する事業内容(目的、概要、予算等)の説明に作成し、市議会議員に配付した新規事業の資料及び参考資料等(平成13年度の年度予算額等の資料は不要)	非公開	H16.2.17	文書不存在	
46	H16.2.4	個人	都市整備課	平成13年度3月議会にて市長が提案した「よりみち通り整備事業」に関して、鳥取県あてに提出した交付金(補助金)の申請文書に添付した同事業の目的、概要、予算等を記した企画書(事業計画書)	公開	H16.3.5		写しの交付 37枚 370円 (8枚受取拒否)
47	H16.2.6	個人	健康対策課	医療法人有真会に対する平成15年度分委託事業(こころの健康相談窓口事業)決算報告に関する領収書類	一部公開	H16.2.9	個人情報 法人等情報	写しの交付 208枚 2,080円
48	H16.2.13	個人	地域政策課	市長の指示に基づき所管課において急遽予算要求書を作成し、平成13年2月2日に再度市長の予算査定を経るために提出を行った予算要求書の全文	一部公開	H16.2.27	文書不存在	写しの交付 1枚 10円
49	H16.2.17	個人	都市整備課	担当者が公開窓口で説明した、米子よりみち通り整備事業(2億1千万円)に関して、鳥取県あてに提出した交付金(補助金)の交付要望書に添付された当該事業の目的、概要、予算等を記した事業計画書(企画書)の全文	公開	H16.3.2		写しの交付 12枚 120円
50	H16.2.26	個人	都市整備課	街並み・まちづくり総合支援事業について、鳥取県に平成7年に提出した当該事業の「要望等について(回答)」の全文書及び鳥取県に平成8年に提出した当該事業の「補助金交付申請書」の全文書	一部公開	H16.3.10	文書不存在	写しの交付 22枚 220円

51	H16.2.26	個人	地域政策課	日の丸自動車株式会社及び日本交通株式会社と締結した米子市循環バス実験運行に関する協定書の原本	公開	H16.3.2		閲覧
52	H16.3.3	個人	都市整備課	公開窓口で、担当者が説明した、米子よりみち通り整備事業(2億1千万円)の事業計画書(目的、概要、予算等を記した企画書)を、要望書及び交付金申請書に添付せず、それ以外の文書で国もしくは県に提出したとする事業計画書のみ	公開	H16.3.10		受取拒否(25枚 250円)
53	H16.3.3	個人	議会事務局	米子よりみち通り整備事業について議員に配付した事業総予算(2億1千万円)に関する資料もしくは当該事業の計画書(事務局より議員に配付されたもの)	非公開	H16.3.10	文書不存在	
54	H16.3.4	個人	地域政策課	平成13年6月28日付けで締結された「米子市循環バス実験運行に関する協定書」の本文につづり込まれている「米子市循環バス実験運行事業計画」とする本文2枚及びルート図1枚の合計3枚の文書を起案し、決裁を得た文書の決裁票	非公開	H16.3.17	文書不存在	
55	H16.3.4	個人	文化課	大正ロマン電車保存活用事業に関する「平成12年度市町村振興交付金の要望について(伺い)」として鳥取県に提出した文書に添付資料として「事業計画及び収支予算書」が添付されているので、当該添付文書を起案し、決裁を得た元文書(原案の立案)の全文(決裁票付)	公開	H16.3.18		写しの交付 15枚 150円
56	H16.3.5	個人	自治振興課	平成13年3月5日、「大正ロマン電車保存活用事業」に関する文書として、自治振興課より開示のあった文書(本文1枚)に決裁票を付したもの	公開	H16.3.19		写しの交付 3枚(両面1枚) 40円
57	H16.3.5	個人	自治振興課	請求者に平成13年3月16日付けで開示した「平成12年度市町村振興交付金申請書添付書類の提出について」に決裁票を付したもの	公開	H16.3.18		写しの交付 18枚(カラー2枚) 260円

58	H16.3.5	個人	文化課	平成13年4月12日付け公文書公開決定通知書(受米教文第241号)に決裁票を添付したもの(再交付)	公開	H16.3.18		写しの交付 3枚 30円
59	H16.3.5	個人	文化課	平成13年7月23日付け公文書一部公開決定通知書(受米教文第600号)及び当該通知書に係る決裁票	公開	H16.3.18		写しの交付 3枚 30円
60	H16.3.11	個人	議会事務局	米子よりみち通り整備事業を議決により新規事業として承認されたとする案件審議の議事録及び承認決定した記録文書等(法的に認められる文書を示す。)	公開	H16.3.25		写しの交付 25枚 250円
61	H16.3.11	個人	商工課	元町パティオ広場整備事業、米子よりみち通り整備事業及び米子駅前西土地区画整理事業(内町ポケットパーク)の「総事業の目的(趣意)、概要(事業の内容)、必要経費(予算書)」の3点を記した文書	公開	H16.3.25		写しの交付 10枚 100円 (23枚230円 受取拒否)
62	H16.3.11	個人	地域政策課	平成13年2月13日付けで作成した米子市循環バス実験運行事業の「平成12年度予算説明」の素案原稿の全文書	公開	H16.3.24		写しの交付 3枚 30円
63	H16.3.11	個人	文化課	大正ロマン電車保存活用事業に関して、後藤工業株式会社と取り交わした「建設工事請負契約書(随意契約)」の原本(変更契約等に関する文書は不要)	公開	H16.3.18		写しの交付 47枚 470円
64	H16.3.24	個人	都市整備課	平成16年2月13日付け、発米都整第135号の公文書公開決定通知書を決裁した決裁票、平成16年3月2日付け、発米都整第155号の公文書公開決定通知書を決裁した決裁票及び平成16年3月10日付け、発米都整第160号の公文書公開決定通知書を決裁した決裁票	公開	H16.3.30		写しの交付 6枚 60円

65	H16.3.26	個人	地域政策課	公共交通改善事業(米子市循環バス運行事業、実験運行事業、車両購入事業)に関する平成12年度の全文書綴	一部公開	H16.4.8	個人情報	閲覧
66	H16.3.29	個人	人権政策課	「第53回全国人権・同和教育研究大会鳥取県実行委員会第2回研究部会の開催について(ご案内)」、「第26回部落解放鳥取県研究集会全大会の特別報告者について(依頼)」等	一部公開	H16.4.12	個人情報 文書不存在	写しの交付 87枚(両面21枚) 1,290円
67	H16.3.30	個人	管理課	発米管第11号、同第15号、同第825号、同第826号、同第827号に係る「公文書公開請求書」「公開を決定した決裁票」「公文書公開決定通知書及び延長通知書」の全文	公開	H16.4.19		写しの交付 36枚 360円
68	H16.3.30	個人	議会事務局	平成13年第426回定例会で3月16日に中川議員が発言の「よりみち通り整備事業の図面を含めた詳しい資料」を要求し、後日議会に提出された全文書及び第426回定例会以後の市議会定例会で新規事業(2億1千万円)として承認された証拠文書	一部公開	H16.4.13	文書不存在	写しの交付 41枚(カラー1枚) 450円
69	H16.3.30	個人	人権政策課	平成16年度当初予算要求書に内示額を記載したもの(人権情報センター分)	公開	H16.4.12		写しの交付 9枚 90円
70	H16.3.31	個人	商工課	平成12年度、平成13年度、平成14年度、平成15年度及び平成16年度の米子よりみち通り整備事業の事業費の承認を得た予算の詳細を記した文書(予算書)(年度予算として承認を得た予算の内訳書)	公開	H16.4.14		写しの交付 23枚 230円
71	H16.3.31	個人	商工課	米子よりみち通り整備事業の起案・承認を得た総事業費の詳細予算書及び事業の目的、事業の概要を記して決裁を得た「事業計画(企画)書」(県又は国に提出した「4事業を合わせた」文書は不要)	非公開	H16.4.14	文書不存在	

2 情報提供等（公開請求によらないもの）

(1) 平成15年度における情報提供等件数	合計	95件
(内訳)		
閲覧		48件
閲覧と交付		25件
資料提供（無償）		7件
相談		9件
苦情処理		3件
協議		3件

(2) 担当課別提供件数

担当課	件数
財政課	57件
総務課	11件
議会事務局	6件
企画課	4件
自治振興課	3件
職員課	2件
地域政策課	2件
管理課	2件
健康対策課	2件
商工課	1件
観光課	1件
農政課	1件
福祉課	1件
児童家庭課	1件
市民課	1件
建築指導室	1件
都市計画課	1件
文化課	1件
合計	98件

請求件数が0件の担当課については記載を省略しました。

複数の課に該当するものがあるため、(1)と(2)の件数は一致しません。

(3) 主な情報提供等の内容

- ア 平成15年度当初予算書
- イ 平成15年度6月補正予算
- ウ 米子市中心の健康相談窓口運営業務調査委員会報告書

3 個人情報保護制度

(1) 各種請求の処理状況 (請求区分：開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求)

No	受付年月日	請求区分	請求内容(件名)	所管課	決定区分
1	H15.5.19	開示請求	5月15日から5月19日までの、印鑑登録証明書の交付申請書	市民課	開示
2	H15.6.3	開示請求	平成12年4月から8月までの印鑑証明申請書(交付)	市民課	開示
3	H15.6.19	開示請求	学校災害共済報告書(平成6年11月18日)	学校教育課	開示
4	H15.7.28	開示請求	平成15年6月1日から平成15年7月28日までの印鑑登録証明書	市民課	不開示
5	H15.7.30	開示請求	住民票(委任状)の申請書類	市民課	開示
6	H15.7.30	開示請求	住民異動届書(平成15年6月・7月分)	市民課	開示
7	H15.8.25	開示請求	印鑑登録証明書交付請求書(平成15年8月22日から15年8月25日まで)	市民課	不開示
8	H15.9.5	開示請求	平成10年度及び平成12年度の米子市固定資産税納税通知書兼領収証書	収税課	開示
9	H15.9.11	開示請求	平成14年6月29日から9月30日までの土日の日勤分、平成14年8月1日から9月30日までの準夜勤分、平成15年3月夜勤分及び平成15年4月夜勤分のたけのこ相談室業務日報のうち自己の氏名の記載があるもの	健康対策課	一部開示
10	H15.10.2	開示請求	平成15年1月1日から現在までの印鑑登録証明書交付申請書	市民課	開示
11	H15.10.29	開示請求	平成15年10月26日から現在までの印鑑登録証明書交付申請書	市民課	不開示

12	H15.12.4	開示請求	平成7年9月から平成8年1月までの印鑑証明のログ	市民課	開示
13	H15.12.5	開示請求	平成15年10月から現在までの住民票請求書	市民課	不開示
14	H16.1.5	開示請求	印鑑登録の証明書の交付申請書	市民課	開示
15	H16.1.5	開示請求	印鑑登録の証明書の交付申請書	市民課	開示
16	H16.1.5	開示請求	印鑑登録の証明書の交付申請書	市民課	不開示
17	H16.2.12	開示請求	印鑑登録交付申請書(保存期限内のもの)	市民課	開示
18	H16.2.13	開示請求	平成11年12月24日のケース記録のページにある申立書に関する一切の文書	福祉課	一部開示
19	H16.3.4	開示請求	1 離婚調停申請に関する一切の文書 2 平成11年12月28日付け発米福第5101号、同第5102号、同第5103号保護決定通知書の申請に関する一切の文書 3 平成12年1月分保護費振込通知に関する一切の文書	福祉課	一部開示
20	H16.3.29	開示請求	平成15年9月1日から平成16年3月29日までの印鑑登録証明書交付申請書	市民課	不開示
21	H16.3.31	開示請求	平成14年12月10日以降の印鑑登録証明書交付申請書	市民課	不開示

個人情報取扱業務についてまとめたものを情報公開コーナー（市役所3階総務課向い）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

（2）個人情報外部提供等に係る総務課協議

ア 概要

市が保有している市民の皆さんの個人情報を外部提供する場合は、プライバシー性の高い情報が外部に流出しないよう、その取扱いに関しては、総務課に

協議することになっています。

イ 協議一覧

	所管課	件名	協議結果	目的外利用提供元 外部提供先等
1	課税課	公園緑地事業の企画及び施工に関する基礎構想・基本計画の作成に係る事務における切図の目的外利用について	目的外利用実施 外部提供実施	都市整備課 納税義務者
2	工務課	下水道管布設予定路線に隣接する土地所有者及び地籍等調査に関する事務の個人情報取扱事務新規登録について 下水道管布設予定路線に隣接する土地所有者及び地籍等調査に関する事務における課税課の保有する個人情報（固定資産税の内容等）の目的外利用について	新規登録 目的外利用実施	課税課
3	福祉課	会計検査院検査実施に伴う生活保護に関する個人情報の外部提供について	外部提供実施	会計検査院
4	財政課	用地評価事務における課税課の保有する個人情報（固定資産の内容等）の目的外利用について	目的外利用実施 登録変更	課税課
5	工務課	下水道管布設予定路線に隣接する土地所有者及び地籍等調査に関する事務における課税課の保有する個人情報（固定資産の内容等）の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
6	耕地課	土地改良事業に関する事務における土地改良事業の要望者に係る個人情報の刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく外部提供について	外部提供実施	米子警察署
7	耕地課	土地改良事業に関する事務における土地改良事業の要望者に係る個人情報の刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく外部提供について	外部提供実施	米子警察署
8	建築指導室	建設リサイクル法に係る届出事務の個人情報取扱事務新規登録について	新規登録	

9	財政課	登記事務における市民課の保有する個人情報（戸籍に関する情報）の目的外利用について	目的外利用実施	市民課
10	総務課	地震防災調査研究事業における課税（固定資産税家屋データ）に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
11	職員課	児童手当等支給事務における市民税課税に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
12	課税課	固定資産税課税事務における建設リサイクル法に係る届出事務で取扱う個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	建築指導室
13	総務課	火災による被災者の援護に関する事務における鳥取県西部広域行政管理組合消防局の火災罹災者に関する個人情報の本人以外収集について 火災による被災者の援護に関する事務における鳥取県西部広域行政管理組合消防局から収集した火災罹災者に関する個人情報の外部提供について	本人以外収集実施 外部提供実施	鳥取県西部行政管理組合消防局 米子市社会福祉協議会 日本赤十字社鳥取県支部米子市地区
14	都市整備課	公共施行による土地区画整理事業に関する事務における固定資産税課税に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
15	課税課	市税に関する照会・回答事務の個人情報取扱事務新規登録について 市税に関する照会・回答事務における市民税課税に関する個人情報の外部提供について	新規登録 外部提供実施	税務署 地方公共団体 国
16	健康対策課	基本健診及び各種がん検診における負担金に関する2号老人情報の目的外利用について	目的外利用実施	保険課
17	課税課	市税に関する照会・回答事務における市民税課税に関する個人情報の外部提供について	外部提供実施	税務署 地方公共団体 国

18	課税課	固定資産税課税事務における会計検査院実施の会計検査の対象個人情報の外部提供について	外部提供実施	境港市都市整備課
19	保険課	特別医療受給資格認定事務における精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担患者票事務で取扱う個人情報の目的外利用について	目的外利用	健康対策課
20	総務課	地震防災調査研究事業に係る建築物データ作成事務の個人情報取扱事務新規登録について	新規登録	
21	総務課	地震防災調査研究事業に係る建築物データ作成事務における固定資産税の家屋・建物等に関する個人情報の目的外利用について	登録変更	
22	米子市淀江町合併協議会	米子市淀江町合併協議会の合併協議事務の個人情報取扱事務新規登録について	新規登録	
23	児童家庭課	「児童手当、児童扶養手当支給事務及び保育料算定事務」における市民税課税事務に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
24	文化課	「鳥取県近代和風建築総合調査事務」における固定資産税家屋・建物等に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
25	長寿社会課	介護老人福祉施設入所に係る要介護認定調査資料に係る個人情報の外部提供について	外部提供実施	介護老人福祉施設 介護支援専門員 要介護認定者の親族
26	児童家庭課	ひとり親家庭等実態調査基礎調査事務における年金受給権者一覧表の目的外利用について	目的外利用実施	市民課
27	児童家庭課	ひとり親家庭等実態調査基礎調査事務における母子・父子家庭名簿の目的外利用について	目的外利用実施	児童家庭課

28	児童家庭課	ひとり親家庭等実態調査基礎調査事務における児童扶養手当受給者名簿に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	児童家庭課
29	課税課	個人市県民税課税事務における市営住宅の管理に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	建築課
30	課税課	「土地に係る平成 16 年度評価変動割合等調」作成に係る基礎資料作成の外部委託について	外部委託実施	(財)日本不動産研究所
31	課税課	固定資産税課税事務における家屋・建物等の課税に関する個人情報の外部提供について	外部提供実施	米子税務署
32	耕地課	地籍調査事業に係る個人情報(土地所有関係図面)の外部提供について	外部提供実施	立会関係者(該当地の登記名義人及び納税義務者)
33	健康対策課	各種がん検診に係る照会事務の個人情報取扱務新規登録 各種がん検診に係る検診データに関する個人情報の関係医療機関等への外部提供について	新規登録 外部提供実施	鳥取県健康対策協議会 鳥取県保健事業団 埼玉県立がんセンター
34	市民課	戸籍事務電算化に係る個人情報の取扱いを伴う業務に関する外部委託について	外部委託実施	富士ゼロックスシステムサービス(株)
35	総務課	米子消防署整備事業に係る事務の個人情報取扱務新規登録について	新規登録	
36	総務課	米子消防署整備事業における固定資産税土地・家屋に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
37	市民課	外国籍の者の 20 歳到達予定者に係る住民登録・外国人登録に関する個人情報の外部提供について	外部提供実施	米子社会保険事務所
38	健康対策課	氏に関する個人情報(精神障害者保健福祉手帳関係)の刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく外部提供について	外部提供実施	愛知南警察署

39	職員課	所得税納付に係る源泉徴収状況把握 調査事務の個人情報取扱事務新規登録 について 税務調査に対する職員の人事・給与等 に関する個人情報の外部提供について	新規登録 外部提供実施	米子税務署
40	農政課	農用地利用集積計画の策定に関する事 務における固定資産税土地課税に関す る個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
41	課税課	軽自動車税課税関係個人情報の刑事訴 訟法第197条第2項の規定に基づく 外部提供について	外部提供実施	米子警察署
42	課税課	軽自動車税課税関係個人情報の刑事訴 訟法第197条第2項の規定に基づく 外部提供について	外部提供実施	米子警察署
43	課税課	軽自動車税課税関係個人情報の刑事訴 訟法第197条第2項の規定に基づく 外部提供について	外部提供実施	米子警察署
44	保険課	老人保健法に基づく医療に係る事務 における介護保険に関する個人情報の 目的外利用について 老人保健法に基づく医療に係る事務 における老人医療該当者の資格確認、老 人医療の審査及び高額医療費算定業務 の外部委託の実施について	目的外利用実施 外部委託実施	長寿社会課 鳥取県情報センタ ー、鳥取県国民健 康保険団体連合 会、鳥取県社会保 険診療報酬支払基 金
45	管理課	入札参加資格審査事務の個人情報取 扱事務新規登録について 入札参加資格審査事務における市税 納付状況に関する個人情報の目的外利 用について 入札参加資格審査事務における国民 健康保険料納付状況に関する個人情 報の目的外利用について	新規登録 目的外利用実施	収税課、保険課
46	課税課	軽自動車税課税関係個人情報の刑事訴 訟法第197条第2項の規定に基づく 外部提供について	外部提供実施	米子警察署

47	健康対策課	精神障害者居宅生活支援事業事務の個人情報取扱事務新規登録について 精神障害者居宅生活支援事業事務における市民税課税に関する個人情報（課税区分）の目的外利用について	新規登録 目的外利用実施	課税課
48	健康対策課	精神障害者居宅生活支援事業事務における生活保護受給有無に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	福祉課
49	保険課	国民健康保険料徴収事務における身体障害者に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	福祉課
50	長寿社会課	日常生活用具等給付事業事務における身体障害者に関する個人情報の目的外利用について 日常生活用具等給付事業事務について、平成11年度に給付した日常生活用具のうち、特殊寝台を給付した者の個人情報（住所・氏名）の外部提供について	目的外利用実施 外部提供実施	パラマウントベット株式会社
51	環境政策課	鳥取県西部地震に伴う災害廃棄物の処理に係る事務の個人情報取扱事務新規登録について 鳥取県西部地震に伴う災害廃棄物の処理に係る事務における全壊及び半壊のり災証明を受けた家屋等所有者に関する個人情報の外部提供について	新規登録 外部提供実施	米子税務署
52	課税課	軽自動車税課税関係個人情報の刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく外部提供について	外部提供実施	米子警察署
53	保険課	国民健康保険第三者求償事務に係る個人情報の本人以外収集について	外部提供依頼中	西部広域行政管理組合
54	農政課	水田転作に関する電算処理事務の外部委託（再委託）について	外部委託実施 （再委託）	伯耆農業共済組合 （両備システムズ）
55	児童家庭課	家庭児童相談業務における市営住宅管理に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	建築課

56	児童家庭課	家庭児童相談業務における介護保険に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	長寿社会課
57	児童家庭課	家庭児童相談業務における就学指導に係る個人情報の目的外利用について 家庭児童相談業務における学齢児童生徒就学事務に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	学校教育課
58	児童家庭課	家庭児童相談業務における税務滞納整理業務に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	収税課
59	福祉課	身体障害者福祉の総括に関する事務で取り扱う個人情報の外部提供について	外部提供実施	米子市選挙管理委員会
60	環境政策課	「不法投棄に関する事務」の個人情報取扱事務新規登録について 「不法投棄に関する事務」における固定資産税課税情報の目的外利用について	新規登録 目的外利用実施	課税課
61	農業委員会	農業者年金受託業務に係る個人情報の外部提供について	外部提供実施	鳥取西部農業協同組合
62	健康対策課	結核検診に関する事務の個人情報取扱事務新規登録 肺がん検診に関する事務の個人情報取扱事務新規登録 結核健康診断に関する事務の外部委託の適否について	新規登録 外部委託実施	鳥取県保健事業団
63	文化課	埋蔵文化財調査における固定資産税課税事務で取り扱う土地課税に関する個人情報の目的外利用について	目的外利用実施	課税課
64	総務課	地震防災調査研究事業に係る個人情報の外部提供について	外部提供実施	鳥取県防災監防災危機管理室

4 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、非公開決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

20回

(3) 開催内容

ア 情報公開条例に基づく公文書公開決定等に対する異議申立ての諮問について調査審議を行った。

イ 個人情報保護条例に基づく、自己情報開示決定等に対する異議申立ての諮問について調査審議を行った。

(4) 異議申立て

ア 件数 19件

イ 処理状況

答申済み 18件

審議中 1件

ウ 内容等一覧

No	受付年月日	趣旨	所管課名	備考
1	H13・11・1	不服申立人が提出した公文書公開請求書に対して、公文書公開決定等延長通知書を通じたが、このことについて、第三者情報が含まれてない部分は、延長決定処分を取り消し、公文書の公開をする決定を求めるものである。	建築課	平成13年度諮問第12号 平成15年7月3日却下
2	H13・11・6	異議申立人が提出した公文書公開請求書（「公文書の件名及び内容」は「受米教文第701号（H13.9.5）の開示文書にて、開示漏れの文書「改修工事に関する仕様書」に決裁票を付して交付ください。」）に対して処分庁が交付した公文書非公開決定処分を取り消し、本件公文書を公開することの決定を求めるものである。	文化課	平成13年度諮問第13号 平成15年7月3日棄却
3	H14・2・12	異議申立人が提出した公文書公開請求書に対して、処分庁が一部公開決定通知書を通じ、交付を行った「下請負及び委任工事の作業内容の文書」とする公文書が請求外の別件公文書であり、当該公文書を破棄し、正当なる公文書（工事下請負及び工事委任）の公開することの決定を求めるものである。	文化課	平成14年度諮問第1号 平成16年2月23日棄却

4	H14・2・12	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書に対して、処分庁が一部公開決定通知書を通知し、交付を行った「第11号様式（欄外決裁を含む）決裁票」とする公文書が請求外の別件公文書であり、当該公文書を破棄し、正当なる公文書（決裁票）の公開をすることの決定を求めるものである。</p>	建築課	<p>平成13年度諮問第15号 平成15年7月3日棄却</p>
5	H14・2・14	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書に対して、処分庁が公文書一部公開決定通知書を通知し、交付を行った「トップダウン方式による事業決定」とする公文書が請求外の別件公文書であり、当該公文書を破棄し、正当なる公文書（起案決裁文書）の公開をすることの決定を求めるものである。</p>	地域政策課	<p>（諮問せず却下処分を行ったが、行政訴訟敗訴により審査会で審議を行うこととした。） 平成15年諮問第1号 平成16年2月3日棄却</p>
6	H14・2・26	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書（「公文書の件名及び内容」は「大正ロマン電車保存活用事業」の法勝寺電車移転改修工事に関する文書で下記の文書に決裁票を付して開示ください。1）パティオ広場の工事で、PC枕木と40kgレールを敷設し、投入したバラス（碎石）の上から、コンクリート打設とする工事に設計を変更した起案決裁文書を開示ください。（9月5日に業者に指示）誰が起案し、誰が承認したか証明出来る文書を示す。（注）本件請求書に記載していない、開示済み文書等は、一切不要。）に対して、公文書一部公開決定通知書を通知し、交付を行った公文書を破棄し「正当なる公文書」（設計変更承認書）を公開することの決定を求め、併せて「文書の真偽」についての認定を求めるものである。</p>	文化課	<p>平成14年度諮問第2号 平成16年2月23日棄却</p>

7	H14・2・26	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書 （「公文書の件名及び内容」は「大正ロマン電車保存活用事業」の法勝寺電車移転改修工事に関する文書で、下記の文書に決裁票を付して開示ください。1）当初の設計図面に記載の、客車設置のレール（25kg）と木製枕木の旧部品を使用せず、大型の40kgレールとPC枕木（コンクリート製）を使用のスラブ軌道に設計変更起案決裁文書（誰が起案し、誰が承認したか証明できる文書）を開示ください。（注）本件請求書に記載していない、開示済み文書等は、一切不要。」）に対して、公文書一部公開決定通知書を通知し、交付を行った公文書を破棄し「正当なる公文書」（設計変更承認書）を公開することの決定を求め、併せて「文書の真偽」についての認定を求めるものである。</p>	文化課	<p>平成14年度諮問第3号 平成16年2月23日棄却</p>
8	H14・2・26	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書 （「公文書の件名及び内容」は「大正ロマン電車保存活用事業」の法勝寺電車移転改修工事に関する文書で下記の文書に決裁票を付して開示ください。1）当初の計画図面により客車の車体内に6本のH鋼設計があるが、これを後日「無し」と設計変更を決定、承認をした文書記録に決裁票を付して開示ください。（誰が起案し、誰が承認したのか、法的根拠となる文書）（注）本件請求書に記載していない、開示済み文書等は、一切不要。」）に対して、公文書一部公開決定通知書を通知し、交付を行った公文書を破棄し「正当なる公文書」（設計変更承認書）を公開することの決定を求め、併せて「文書の真偽」についての認定を求めるものである。</p>	文化課	<p>平成14年度諮問第4号 平成16年2月23日棄却</p>

9	H14・3・7	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書（「公文書の件名及び内容」は、「米子市役所処務規程及び米子市総務部総務課〔編〕「文書の取扱い」に基づいて作成された建築課の文書綴りで、「大正ロマン電車保存活用事業」に関する文書綴りの「文書目録」の全文を開示ください。期間、平成12年9月より平成13年12月20日の間の文書記載の目録を示すもの全文です。」)に対して、処分庁が行った公文書非公開決定処分を取り消し、文書目録の公開をすることの決定を求め、併せて非公開の理由とする「公文書の他課引渡し」業務の違法性の審議を求めるものである。</p>	建築課	<p>平成13年度諮問第16号 平成15年7月3日棄却</p>
10	H14・3・28	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書（「公文書の件名及び内容」は、「下記文書の決裁票（11号様式）を開示ください。受米都整第641号にて開示の決裁票（平成6年より平成9年の間・14件）は、関係文書綴りの一部の文書のみであり、請求書に記載のとおり全文書の第11号様式決裁票を再度開示ください。</p> <p>補助金（交付金）申請、工事契約、工事仕様、図面等の決裁票など多数がある。本件請求書に記載していない、請求関連文書等は一切不要。」)に対して、処分庁が公文書公開請求棄却決定を行ったが、このことについて、棄却処分を取り消し、公開請求文書の全文の交付を求めるものである。なお、当該請求書中の受米都整第641号は、一部不足を認め、一部変更決定を行っている。</p>	都市整備課	<p>平成14年度諮問第5号 平成16年2月3日棄却</p>
11	H14・4・16	<p>異議申立人が提出した公文書公開請求書（「公文書の件名及び内容」は、「下記文書の「決裁票」（11号様式）を開示ください。平成14年2月5日交付の「受米都整第641号（H.14.1.29）」の文書について、稟議決裁の「決裁票（全文）」。</p> <p>文書本文及び添付資料等は一切不要。」)に対して、処分庁が公文書公開決定処分によって公開された決裁票を確認した結果、当該決裁行為自体が無効であるため、その取消しを求めるものである。</p>	都市整備課	<p>平成14年度諮問第7号 平成16年2月3日棄却</p>

12	H14・4・16	処分庁が異議申立人に対して送達した「公文書一部公開決定通知書(受米都整第 641 号)」、「受米都整第 641 号の決裁票」及び「公文書一部公開決定に係る一部変更決定通知書(受米都整第 641 号)」で、行政処分の一部変更決定処分の取り消し及び違法な実行行為(文書取下げ要求・交付の強要)の関係者の地方公務員としての責を求めるものである。	都市整備課	平成 14 年度諮問第 6 号 平成 16 年 2 月 3 日棄却
13	H14・5・23	公開公文書の確定を誤った判断による「別件公文書」交付に対する異議申立てと、不要公文書の返納及び徴収の複写料の還付を求め、正当なる文書の交付手続きを求めます。	管理課	平成 14 年度諮問第 9 号 平成 16 年 2 月 3 日棄却
14	H14・6・11	公文書公開請求に伴った公開文書の「事業費内訳及び算出根拠」中「工事請負書」の非公開部分を取消し公開し交付を求めるものである。	文化課	平成 14 年度諮問第 8 号 (審議中に解釈変更を行い、非公開部分を公開した。)
15	H14・10・30	住基ネットに使用されている自己情報の削除・中止請求に対して、実施機関が行った棄却決定処分の取消しを求めるものである。	市民課	平成 14 年度諮問第 10 号 平成 16 年 3 月 2 日棄却
16	H14・10・30	住基ネットに使用されている自己情報の削除・中止請求に対して、実施機関が行った棄却決定処分の取消しを求めるものである。	市民課	平成 14 年度諮問第 11 号 平成 16 年 3 月 2 日棄却
17	H14・10・30	住基ネットに使用されている自己情報の削除・中止請求に対して、実施機関が行った棄却決定処分の取消しを求めるものである。	市民課	平成 14 年度諮問第 12 号 平成 16 年 3 月 2 日棄却
18	H14・10・30	住基ネットに使用されている自己情報の削除・中止請求に対して、実施機関が行った棄却決定処分の取消しを求めるものである。	市民課	平成 14 年度諮問第 13 号 平成 16 年 3 月 2 日棄却
19	H15・3・11	平成 9 年から平成 14 年までの担当ケースワーカーの訪問日時、氏名、目的、接見内容の自己情報開示請求で非開示とされた処分を取消し、開示を求めるものである。	福祉課	平成 14 年度諮問第 14 号 審議中

(5) 審査会委員

平成16年4月9日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	牧 田 幸 人	島根大学法文学部教授
	太 田 正 志	弁護士
	平 山 勝 信	弁護士
	岡 本 達 得	保護司
	原 谷 利 夫	鳥取家庭裁判所米子支部参与員
	金 川 和 子	鳥取家庭裁判所米子支部調停委員
	内 田 宏 美	鳥取大学医学部教授

5 情報公開に関する訴訟

平成15年度において、情報公開に関し、以下の7件の訴訟が係属していた。なお原告は、すべて同一人である。

(1) 平成15年(行ウ)第3号 不服申立棄却処分取消請求事件

* 提訴日 平成15年2月28日 * 係属裁判所 鳥取地方裁判所
* 原告 個人 * 被告 米子市長
* 経過 の事件と併合され、平成16年3月2日判決(請求の棄却)
市の全面勝訴で確定

(2) 平成15年(行ウ)第4号 異議申立棄却処分取消請求事件

* 提訴日 平成15年3月12日 * 係属裁判所 鳥取地方裁判所
* 原告 個人 * 被告 米子市教育委員会教育長
* 経過 の事件と併合され、平成16年3月2日判決(請求の棄却)
原告の控訴により控訴審継続中(下記 の事件)

(3) 平成15年(行ウ)第5号 公文書一部非公開処分取消請求事件

* 提訴日 平成15年4月22日 * 係属裁判所 鳥取地方裁判所
* 原告 個人 * 被告 米子市長
* 経過 の事件と併合され、平成16年3月2日判決(請求の却下)
市の全面勝訴で確定

(4) 平成15年(行ウ)第6号 公文書一部公開決定処分取消請求事件

* 提訴日 平成15年4月22日 * 係属裁判所 鳥取地方裁判所
* 原告 個人 * 被告 米子市教育委員会教育長
* 経過 の事件と併合され、平成16年3月2日判決(請求の棄却)
原告の控訴により控訴審係属中(下記 の事件)

- (5) 平成 1 5 年(行ウ)第 7 号 公文書一部非公開処分取消請求事件
 * 提訴日 平成 1 5 年 5 月 1 3 日 * 係属裁判所 鳥取地方裁判所
 * 原告 個人 * 被告 米子市長
 * 経過 平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日判決(請求の却下・訴訟費用折半)で確定
- (6) 平成 1 6 年(行コ)第 1 号 不服申立棄却処分取消等控訴事件
 * 提訴日 平成 1 6 年 3 月 1 0 日 * 係属裁判所 広島高等裁判所松江支部
 * 控訴人 個人 * 被控訴人 米子市教育委員会教育長
 * 経過 係属中
- (7) 平成 1 6 年(行ウ)第 1 号 異議申立棄却処分取消請求事件
 * 提訴日 平成 1 6 年 3 月 1 5 日 * 係属裁判所 鳥取地方裁判所
 * 原告 個人 * 被告 米子市長
 * 経過 係属中

6 外郭団体の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

平成 1 4 年 3 月、下記団体が個別に情報公開規程及び情報公開施行細則を制定し、同年 1 0 月から情報公開制度を実施した。

なお、平成 1 5 年度は、請求等はありませんでした。

制定・施行団体 1 1 団体

- ア 米子市が資本金(出資金)を 1 / 2 以上出資(出損)している法人
 社会福祉法人米子福祉会
 財団法人米子市福祉事業団
 米子市土地開発公社
 財団法人米子市開発公社
 財団法人米子市生活環境公社
 財団法人米子市教育文化事業団
 財団法人米子市公園協会
- イ 米子市が資本金(出資金)を 1 / 2 未満出資(出損)している法人
 財団法人中海水鳥国際交流基金財団
 社会福祉法人米子市社会福祉協議会
 財団法人米子市学校給食会
 米子市土地改良協会

(2) 個人情報保護制度

各団体で取り扱う個人情報の量、性質等に差異があるため、各団体が個別に規程を設けることとする方針決定を平成 1 3 年度中に行った。当該制度の性質から、団体が同時一斉に実施する意義・必要性は乏しいため、情報公開制度実施後、個人情報保護の必要度の高い団体から順次実施していくこととしているが、平成 1 5 年度での実施団体はなかった。

- 7 米子市日吉津村中学校組合の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況
平成15年度は、請求等はありませんでした。

資 料

答 申

1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が、平成14年10月30日付けで行った「米子市長が平成14年8月30日付けで申立人に対して行った自己情報訂正等棄却処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）」については、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

申立人は、平成14年8月9日、米子市長（以下「実施機関」という。）に対し、次の自己情報の削除及び中止を求める自己情報訂正等請求（受米市第482の1号。以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日これを受け付けた。

（請求する自己情報の件名及び内容）

住基ネットに使用されている自己情報

実施機関は、本件請求について、「米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項第2号に基づく適正な外部提供であり、違法性、中止の必要性が認められないため」として、条例第25条第1項の規定に基づき、平成14年8月30日付けで自己情報訂正等棄却決定（発米市第447号。以下「本件処分」という。）を行い、同日申立人に通知した。

申立人は、本件処分を不服として、平成14年10月30日、実施機関に、住基ネット接続に対する異議申立書（受米市第705号）を提出し、本件異議申立てを行った。

実施機関は、平成14年11月15日、条例第29条第1項の規定に基づき、本件異議申立てについて、当審査会に諮問した。

当審査会は、上記諮問を受け、本件異議申立てについて、別表のとおり審査を行った。

3 本件異議申立ての主旨

本件処分の取り消しを求める。

4 申立人の主張の要旨

本件請求の理由

ア 「個人情報とは誰のものか」ということにつきると思う。住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に参加する、しないというのは、個人の自己決定に係る問題であって、リスクを覚悟してでも利便性を求めるという人だけが参加し、そうでない人は参加しないという当然の権利があるということが前提でなければいけないと思う。

イ 「自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保障する」という条例の基本的な考え方、あるいは制度の基本理念からすれば、個人情報の住基ネットへの提供というのは違反している。

個人情報保護の重要性について

ア 条例第1条で「個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために」ということをうたっているが、住基ネットは条例の目的を侵すものである。

イ 住基ネットで全国民共通番号をつけて、個々に存在したデータベースに住民票コードという共通11桁番号を入れる。そして、11桁番号をもってすべての様々なデータベースを一瞬にして集めると、個人のすべての情報を一挙に丸裸にすることになってしまう。そうになると、法権力による個人監視が可能となって、条例にうたっている個人の尊厳の確保及び基本的人権の尊重が保障されないような事態がもたらされる。

条例第8条第1項第2号（法定による外部提供）の該当性について

ア 住民基本台帳法附則（以下「附則」という。）第1条第2項の「個人情報の保護に万全を期するための所要の措置」が未整備な現状では、条例第8条第1項第2号の「適正な外部提供」の要件に違反している。

イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号の「法令等の規定に基づくものであるとき」という例外は、「法令等で目的外利用等を義務付けられており、拒むことができない場合だけ」と厳しく解釈すべきである。

ウ 実施機関は条例第 8 条第 1 項第 2 号で規定する法令等とは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第 30 条の 5 であると述べている。確かに、住基法第 30 条の 5 で市町村町は本人確認情報を都道府県知事に通知することを規定しているが、一方、同法第 3 条第 1 項、第 36 条の 2 で適正・適切な管理と措置を義務付けている。これを受けた総務省告示第 334 号の 2 第 5 項では、場合によっては住基ネットからの切断も認められている。

エ 日本弁護士連合会は法的問題を検討した上で、市町村が住民のプライバシーの侵害を防ぐために住基ネットから離脱することは合法であるとの意見を表明している。

また、現段階でも住基ネットに参加しない自治体や稼動後に離脱をしている自治体もあるが、国として何ら法的措置が取れていないということは、目的外利用等の禁止という原則を犯してまで外部提供する法的根拠があいまいであることを、国自体が実証しているということであることから条例に従った厳密な解釈をすべきである。

附則第 1 条第 2 項の「所要の措置」について

附則第 1 条第 2 項の「所要の措置」は法律案を国会に提出したことで履行されたという実施機関の主張は、議論の経過をまったくみない一方的な主張でしかない。

「所要の措置」とは、十分に実効性のある民間及び行政を対象とした個人情報保護法を意味しており、これが未整備な現状では個人情報保護の保障がない。したがって、法律の施行そのものが違法である。

法律面での「所要の措置」について

ア 国の機関についてデータ・マッチングの規制がされていないので、国民総背番号制への扉が開かれている。

イ 民間機関による利用は、禁止されているというが、他に提供することを予定したものでなければ住民票コード入りのデータベースの作成を認めているので、よほど厳格な民間個人情報規制法ができれば禁止の実は上がらない。

ウ 公務員による個人情報の目的外利用に対する罰則は、どこにも規

定されていない。

技術面での「所要の措置」について

ア 「安全性の高い専用回線」とあるが、実施機関自身も100パーセント安全とは言っていない。

イ ファイアウォール、IDSとあるが、一般的にインターネットの世界では2週間が定説であるといわれる。今までどれくらいあったのか、配布方法、作業員、作業方法も含めて説明がされていない。

運用面での「所要の措置」について

宇治市での住民票データ大量流出事件等が、運用面での万全な対策はあり得ないことを証明している。ましてや、公務員による個人情報の目的外利用に対する罰則がない中で住基ネットを運用することは、全国に多数ある端末からいつ個人情報が漏れ出すかわからず、大変不安である。住基ネットが稼働して1年近く経過しても、安全面において不十分などころがあるということは、これからもどこかの端末なり、国民の個人情報が外部に漏れいするおそれが十分にあるということが言える。

条例第8条第3項(通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の提供の制限)について

コンピューターネットワークは一瞬で大量の情報を送信できるがゆえに、万全の保護措置が取られていなければプライバシーを侵害する危険性が極めて高い。したがって、条例第8条第3項の「必要な保護措置」とは、法律面、技術面、運用面で限りなく100パーセント大丈夫であるということではなければならない。しかし、住基ネットは実際にはあらゆる面で不安が指摘されている状況であり、外部に渡った情報を米子市が完全にコントロールすることも不可能なので、条例第8条第3項に違反する。

5 実施機関の主張の要旨

本件処分の内容

実施機関は、申立人による本件請求に対し、「条例に基づく適正な外部提供であり違法性、中止の必要性が認められないため」を理由に本件処分を行い、申立人に対して平成14年8月30日付けで自己情報

訂正等決定通知書を送付した。

本件処分 of 決定理由

住基ネットへの接続は、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当し、当該根拠法令は、住基法第 30 条の 5 に基づき取扱う個人情報であり、適正な外部提供であるため。

異議申立てに対する反論及び主張

ア 条例第 8 条第 1 項第 2 号（法定による外部提供）の該当性について

「法律に従って事務を処理する」ことは、市として当然の責務である。国会の議決を経て制定公布された法律に手続的な瑕疵^{かし}がない以上、これは当然に有効なものであり、住基法に基づく住基ネットに係る市の事務は、すべて適正に執行されている。

住基ネットの接続に関する規定（住基法第 30 条の 5）は、附則第 1 条第 1 項の規定により、平成 14 年 8 月 5 日から施行された。規定上では「個人情報保護法」の成立に関わらず、法令で定められている日に施行することが定められていることから、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する適正な外部提供である。

イ 附則第 1 条第 2 項の「所要の措置」について

「所要の措置」とは、個人情報保護法案の検討、作成及び国会への提出を意味する。

その他の「所要の措置」とは、「法律面」、「技術面」、「運用面」で必要な保護措置が講じられている。（具体的には、ウからオで説明を行う。）

ウ 法律面での「所要の措置」について

(ア) 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報として、4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）と住民票コード、これらの附随情報に限定している。

(イ) 都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を具体的に限定し、及び行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止している。

(ウ) 民間部門が住民票コードを利用することを禁止している。特に、民間部門が、住民票コードを記録したデータベースを作成したり、

契約に際し、住民票コードの告知を要求した場合は、知事は中止の勧告を行い、従わないときは、従わない者に対し、勧告に従うべきことを命ずることができる。これに違反した者は、刑罰が課せられる。

- (I) 地方公共団体、指定情報処理機関、本人確認の受領者（行政機関）のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重する。また、委託業者が秘密を漏らした場合も、同じ刑罰が課せられる。

エ 技術面での「所要の措置」について

(ア) 住基ネット全体で統一ソフトウェアを導入しており、システム操作者の目的外利用の防止を講じている。

(イ) 外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えいの防止のために、必要な措置を関係機関すべてが均質にできる体制を整えている。

オ 運用面での「所要の措置」について

「米子市住民基本台帳法ネットワークシステム管理規程」及び「緊急時対応計画」を策定し、関係職員については、セキュリティ関係や個人情報保護の研修等に積極的に参加するなど、職員の意識の向上を図るものとしている。

カ 条例第 8 条第 3 項（通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の提供の制限）について

条例第 8 条第 3 項における、「個人情報について必要な保護措置」については、個人情報の漏えい、滅失、損傷などの防止措置、用途や取扱者の限定などの保護措置を講じている。

条例第 8 条第 3 項の「必要な保護措置」は、前述の法律面、技術面、運用面の所要の措置のとおり個人情報保護に関して必要な保護措置を講じているので、条例第 8 条第 3 項に違反していない。

6 審査会の判断

本件異議申立ては、申立人による住基ネット上の自己情報の削除及び住基ネットによる自己情報の外部提供の中止請求に対し、実施機関がこれを棄却した処分の取消しを求めて提起されたものである。その理由は、「住基ネットの実施に係る住基法の施行自体が違法であって、同法に基づく住基ネットへの接続による個人情報（住民基本台帳における本人確認情報）の外部提供は、条例第 8 条第 1 項第 2 号で規定する『適正な外部提供』の要件に違反する」としている。

条例第 8 条第 1 項は、個人情報収集した目的以外の目的への利用又は実施機関以外への提供を原則として禁止している。ただし、同項第 2 号において、当該個人情報の目的外利用及び外部提供が法令等の規定に基づくものであるときは、その例外を認めている。

実施機関は、「住基ネットへの接続による本人確認情報の鳥取県知事への通知（外部提供）は、住基法第 30 条の 5 の規定を根拠として実施しており、これは明らかに条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するものであって、違法な外部提供ではない。法律に従って事務を処理することは、市としての当然の責務である」等と主張している。

一方、申立人は、「附則第 1 条第 2 項で定める『個人情報の保護に万全を期するための所要の措置』が未整備な状況下では、条例第 8 条第 1 項第 2 号の『適正な外部提供』の要件に違反しているものであり、当該規定は『法令等で外部提供を義務付けられており、拒むことができない場合だけ』と厳しく解釈すべきである」等と主張している。

当審査会は、主たる争点である「住基法第 30 条の 5 の規定に基づく住基ネットへの接続による個人情報の外部提供が条例第 8 条に該当するか否か」を中心として、次のとおり検討し、本件処分の適否を判断した。

住基法に基づく「住基ネット接続義務」と条例に基づく「外部提供の制限」との関係について

憲法第 94 条「地方公共団体は・・・法律の範囲内で条例を制定することができる。」の規定からも明らかなおり、法体系・法秩序の一般的概念として法律は条例の上位に位置し、それらの適用の上では当然に法律が優先される。（上位法優先の原則）

したがって、法律が有効に成立していることを前提とすれば、条例を根拠として法律に反する行為をすることはできないものであって、この点からは実施機関の主張を是とすることができる。

しかしながら、仮に上記の前提が完全に満たされていない場合等には、条例に基づく措置が正当であると認められる余地はあると考えられるので、以下、住基法における問題点について検討する。

ア 附則第 1 条第 2 項の「所要の措置」

住基ネットの実施に当たり、附則第 1 条第 2 項において「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」との規定が設け

られた。

この「所要の措置」とは、民間部門を含めた個人情報保護法制の整備、住基ネット接続に係る個人情報保護システムの導入、地方公共団体における個人情報保護措置の整備など技術面・運用面・法律面の全般にわたる保護措置をいうものである。

住基ネットの実施に係る住基法は現に施行されており、法解釈の上では、「所要の措置」が講じられていない場合を除き、直ちに当該住基法の施行が無効であると断ずることはできない。しかしながら、住基ネットの実施との関係において特に重要視されている個人情報保護法制の整備については、住基法改正に係る国会審議においても、その成立を前提条件とするとしていた経緯があることにかんがみ、当審査会としてもこれを重要な事項として着目した。

なお、個人情報保護法制の整備以外の「所要の措置」については、条例第8条第3項（オンライン結合の原則禁止規定）における「必要な保護措置」の側面から検討を行う必要があるため、次号において述べることにする。

まず、本件異議申立てがなされた平成14年10月30日時点において、個人情報保護関連5法案は国会に提案されてはいたが、未成立の状態であった。

実施機関の主張では、「政府は立法機関でなく、自ら法律制定することはできないため、法制面における『所要の措置』とは、政府の権限である法律案の検討及び作成並びに国会への提出を意味する」としている。

しかし、法律は施行されて初めて効力を有するものであり、この論理では、個人情報保護法制が未存在の段階でも「所要の措置」は講じられたということになるが、実際には、法整備による個人情報の実質的保護措置はまったく実現されていないという矛盾が生じる。

附則第1条第2項でいう「所要の措置」が、住基ネットの実施に関係して個人情報の保護に万全を期するためのものである以上、「所要の措置」が講じられたと認められるのは、個人情報保護法等の施行、あるいは少なくとも法案が可決成立した以降であると考えべきである。

なお、同法案は、その後の平成15年5月23日に参議院本会議で可決成立し、同月30日付けで制定公布された。したがって、こ

れをもって政府に課された「所要の措置」を講ずる義務は形の上では果たされたと認められ、その点では住基法の施行に関する疑義はなくなった。ただし、当該「所要の措置」が住基ネットという特別なシステムの上で個人情報の保護のために十分に実効性のあるものと認められるかについては、後述することとする。

イ 住基法での「住民記録の適正管理義務」と「接続義務」

住基法第3条第1項は、「市町村長は、常に…住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定し、市町村長に対して住民記録の適正管理義務を定めている。

この規定は、平成11年の住基法改正以前から存在していたが、平成11年の住基法改正により住基ネットの構築によって個人情報が全国的にネットワーク化されることになったことから、さらに住基法第36条の2において「市町村長は、住民基本台帳…の事務の処理に当たっては、住民票…に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票…に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」との規定が設けられた。

これらの規定は、市町村において住基ネットの稼働による個人情報の「漏えい、滅失及びき損の防止」を含む住基ネットの安全確保のための個人情報保護法制の確立及び情報セキュリティ確保のための具体的な方策を講ずべきことを意味し、到達目的としては、住基ネットとの接続により、接続した当該市町村の住民データが住基ネットを經由して外部に漏えい、滅失及びき損されないこと、住基ネットと接続した当該市町村から全国民の個人情報が漏えい、滅失及びき損されないこと、が要請されていると認めることができる。

一方、住基法第30条の5第1項では、「市町村長は…住民票の記載等に係る本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード）を都道府県知事に通知するものとする」とされ、市町村長に対して住基ネットへの接続義務を課していると認めることができる。

住基法に基づくこれら2つの義務が衝突する場合、つまり「住基ネットへの接続義務」を果たすことが「住民記録の適正管理義務」を果たせなくなる場合には、当然に「住民記録の適正管理義務」を

優先させるべきである。加えて、住民基本台帳に係る事務及び住民の個人情報保護を保護する事務は自治事務であり、憲法に基づく地方自治の本旨からしても、地方公共団体の独自の責任と判断において執行されるべきものである。

したがって、これらの点から、市町村長には住基ネットへの接続義務はあるものの、住民の個人情報を保護できないと認められる場合には、住基ネットに接続しないことが直ちに違法であるとはいえない、と判断した。

住基ネット接続と条例第 8 条第 3 項（オンライン結合の原則禁止規定）との関係について

条例第 8 条第 3 項は、実施機関以外の者に対して通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にあるものに限る。）を用いて個人情報を提供してはならないとする、いわゆるオンライン結合の原則禁止を規定した条項である。

そもそも、条例においてオンライン結合の原則禁止を規定している重要な意義は、オンライン結合が大量の情報を瞬時に送信することが可能なため、事務処理の効率化につながる反面、その取扱いによっては大量の情報が瞬時に漏えい、改ざんされるおそれがあることから、原則として禁止する必要性があるものである。

本件異議申立てにおいて申立人が特に主張している点は、住基ネット接続がオンライン結合そのものであることへの不安、及び条例においてオンライン結合を原則禁止としていることの意義である。この点は、申立人に限らず国民・市民全般において住基ネットに係るプライバシー保護問題の核心部分となり得るものでもあると考えるので、特に取り上げて検討した。

条例第 8 条における法的手続上の基本原理は、同条第 1 項で定める所要の要件を満たし、外部提供が認められた事案については、外部提供を実施する当該実施機関に対し、同条第 2 項で定める所要の条件を義務として課している。さらに、当該事案が同条第 3 項で定めるオンライン結合に該当する場合は、同項の規定「実施機関は、『公益上の必要』があり、かつ、個人情報について『必要な保護措置』が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対し、通信回線により結合された電子計算機を用いて、個人情報を提供してはならな

い」として、三重の制限を課していることにある。

当審査会は、本件異議申立てにおける住基ネットへの接続が、まさに同条第3項で規定する「オンライン結合」そのものであることから、同項に規定する「公益上の必要」と「必要な保護措置」に係る要件を共に満たしているか否かを重視し、次の事項について個別に検証し、その適否について審査した。

ア 公益上の必要性

住基法の規定に基づく住基ネット接続については、一般的には、電子政府の実現による事務の効率化と国民の負担軽減による便性の向上といった公共の福祉の実現としてとらえることができ、その公益性について認知することができる。

しかし、その反面、データマッチングによる個人情報の国家管理、自己情報コントロール権の侵害、情報の漏えい、流出等によるプライバシー侵害の危険性がないとは言いきれず、現時点において、実質的に、そのリスクや国民の不安感を上回るほどの公益上の必要性がどれほどあるのかということについては、疑問の余地がある。

イ 必要な保護措置

(ア) 技術面における保護措置

米子市の技術面における保護措置を検証した結果、米子市がセキュリティに係る技術的な面において最大限の努力を払い、一定水準のセキュリティを確保していることについては認知できるものであった。

しかし、オンライン結合の最大の問題点は、申立人が危惧しているように、いくら米子市が技術的セキュリティ面で万全の対策を講じていたとしても、接続した相手方（全国の自治体約3,260団体）の中には、技術面におけるセキュリティ対策がぜい弱な団体がないとは断言できないことである。技術的セキュリティに100パーセント絶対的な安全性を求めることは無理があるにせよ、当審査会が検証し、一定のセキュリティ水準が確保されていると認知した米子市並みの水準が全国の自治体で確保されているということにならなければ、必要な保護措置が講じられていると認めることはできない。

実際、平成15年5月の総務省調査によると、全国の市区町村のうち約1割が個人情報の安全管理体制が不十分であるという結果が出ていることから、全自治体が共同運用するネットワー

クシステムにおいて、安全管理のレベルの格差が存在すること自体、重大な危険性をはらんでいると言える。このような状況のもとでは、万一、セキュリティがせい弱な自治体から情報漏えいや不正侵入が発生した場合には、全国民の個人情報に侵害されてしまうおそれがある以上、必要な保護措置が講じられていると判断することは困難である。

しかしながら、他方では、他の自治体が米子市と比較してどの程度の水準にあるのか、その実態について具体的な検証を行うことも極めて困難であることから、必要な保護措置が講じられていないと断言することもできない。

当審査会としては、このような共同運用のネットワークシステムを運用するに当たっては、本来、技術面におけるセキュリティについて、国がその責任において、一定の水準を明示した上で、各自治体に当該水準を達成することを義務付け、万全の保護措置を講じる必要がある、と考える。

(1) 法律面における保護措置

当審査会は、住基法において、住基ネットの安全管理に関する具体的な保護規定が成文化されていないことにかんがみ、法律面における保護対策は不十分であると考え、したがって、住基法において、当該システムの安全管理に係る具体的な保護規定がない以上、当該システムに対する国民の信頼感や安心感を充足する保護措置がとられているとは言い難い。

法律面においてこのような不備が一部認められることにより、万全な保護措置が講じられていると言うことは困難であるが、他方で個人情報保護法が制定されたことにより、一定の法整備に基づく保護措置も進められつつある、と考える。

また、平成15年9月26日付けで総務省が発表した「地方公共団体の個人情報保護条例の制定状況調査結果（平成15年4月1日現在）」によれば、全3,260団体中の26パーセントに当たる847団体が個人情報保護条例を未制定であった。

このような状況のもとで、オンライン結合の相手方の多くがなお条例未制定の状態では、「必要な保護措置」の要件を満たしていると言い難いが、条例制定団体が対前年度比で11.8パーセント増加したことなどは、保護措置を推進する上で、評価に値するものである。

(ウ) 運用面における保護措置

実施機関は、住基ネットを運用していくに当たり、「米子市住民基本台帳ネットワークシステム管理規程」と「米子市住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画」を策定し、これに基づいて運用するとした。

当審査会は、これらの規程等の内容と、これに基づく実際の運用については、それが適正になされることを前提にして、適正な運用管理に資するものであると認め、条例第8条第3項でいう「必要な保護措置」の要件を満たすものであると判断した。

なお、「米子市住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画」第2の1で定める脅威度のレベルが「レベル3」にあると判断した場合は、当該システムの緊急停止を含み対応するとしているが、当審査会は、実施機関の長に対し、緊急時においては、当然のことながら、当該計画に基づき、迅速にして的確な判断をもって対応し、その職責において個人情報保護のために万全の措置を講じなければならないことを、強調しておく。

ウ 公益性・保護措置と情報漏えい等の危険性との比較

住基ネットにおける個人情報の保護措置を100パーセント完全な形で講ずべきことは理想であるが、それを実現することは困難であって、結局は、公益性・保護措置の程度と情報漏えい等の危険性との比較により、住基ネット接続に係る外部提供の是非を判断せざるを得ない。

上記ア及びイにおいて、住基ネット接続に係る公益上の必要性と必要な保護措置について検討したところであるが、現状の住基ネットに「確固たる公益性」があり、また、「万全の保護措置」が講じられているとまでは言い難い。しかし、反面、現状において住基ネットからの情報漏えいの具体的な危険性が顕在化しているとも言い切れない。

住基ネット接続による個人情報の外部提供を条例第8条第3項の規定に照らしてみた場合、ア及びイで述べたとおり、住基ネットの目的及び接続義務から一定の公益性は認められ、また、完全ではないにしても、ある程度必要な保護措置は講じられているものと判断でき、これが同項の規定に違反していると認めることはできなかった。

しかしながら、住基ネットがデータマッチングすることによって

個人情報の国家管理を可能とするシステムに変容する危険性が指摘されていることを重視し、当審査会が認めた公益性が今後も保たれていくか否かということを厳重に見極めていかなければならない。

また、必要な保護措置についても、附則第1条第2項において「個人情報の保護に万全を期するための」としてあるように、100パーセントに限りなく近づくように万全を期するということであり、そうしなければ、市民・国民の不安感は解消され得ない。

したがって、現状では条例違反とは断定できないところであるが、個人情報がまもられない危険性が存在するのではないかという住民の不安感を考慮し、今後、具体的危険性が顕在化した場合には、市長は、公益性が保持されているかということ踏まえつつ、高度な判断に基づいて直ちに切断するなど、き然とした対応をもってして万全な保護措置を講じなければならないことを指摘しておく。

住基ネット接続と条例における自己情報コントロール権の関係について

国の個人情報保護法においては、プライバシー権は、憲法解釈上、未だ確立された概念ではないとして、「自己情報コントロール権」の規定化は見送られた経緯がある。しかしながら、当審査会は、プライバシー権は憲法第13条で保障する「人格権」の一環をなすものであり、広く国民に理解され、憲法上、すでに確立された権利概念であると考え。そして、情報化社会の進展に伴い、プライバシー権の概念は、「ひとりにしておいてもらう権利」、「他人に知られたくない権利」といった消極的な概念から、「自分の情報は自分でコントロールする権利」といった、より積極的なものをも包括する概念へと変化し、すでに定着したものであると考え。

一般的にこの権利は「自己情報コントロール権」と言われるが、米子市においても、条例第1条（目的）において当該権利を保障し、これを具現化したものが自己情報に係る「開示請求権（第11条）」、「自己情報訂正請求権（第21条）」、「自己情報削除請求権（第22条）」及び「自己情報中止請求権（第23条）」である。

申立人は、条例第22条（削除請求権）及び第23条（中止請求権）の規定に基づき、住基ネットに使用されている自己情報の削除及び外部提供の中止について請求したが、本件処分となったため、これを不

服として本件異議申立てに及んだものである。

当審査会は、住基ネット接続と条例における自己情報コントロール権に関して、次の事項について検討し、以下判断した。

ア 条例第22条（削除請求権）の行使に対する本件処分の適否について

条例第22条は、「何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を超えて自己情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。」として、自己情報コントロール権の一権利である「削除請求権」について個別具体的に規定している。ここでいう「削除請求権」は、条文の明文上は、条例第7条（個人情報の収集方法及び制限）で規定する収集制限を超えていると認められる場合に限り、その要件を満たすと読み取ることができる。

しかし、条例第22条の解釈は、条例第1条で定める「個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重」の趣旨にのっとり、当該請求権を収集制限事項に限定するにとどまらず、「『削除』とは、個人情報の取扱に関し、収集の制限、利用及び提供の制限に違反して記録されている個人情報に対し、…個人情報の消去を行うことをいう」としていることから、目的外利用及び外部提供を制限した条例第8条の制限に違反した場合にも、当該請求権の行使を認めているのである。

したがって、本件削除請求は、直接的には住基ネット接続に伴う自己情報の外部提供が条例第8条で定める外部提供の制限事項に違反しているとして行われたものであり、自己情報コントロール権が憲法第13条で保障する「幸福追求権」から導き出される権利概念であるとする趣旨から考えれば、条例第22条の要件を満たしていると解すべきものである。当該条例における自己情報コントロール権には、必然的に自己決定権の保障が内在されているものであるが、請求行為と当該行為に対する行政処分という関係だけをとらえれば、自己決定権的要素は存在しないと解される。このため、当該請求に対する拒否権的裁量権も処分庁である実施機関に存在していると考えべきである。実際に、実施機関も当該請求要件を満たしていると判断したため、却下処分ではなく、棄却処分が相当であるとしたことから上記解釈を説明付けることができる。

以上のことを踏まえた上で、本件削除請求に対する実施機関の本件処分の適否について検討した。

まず、もとより本件削除請求で対象となった個人情報（住基ネット接続に係る本人確認情報のことをいう。なお、本件中止請求で対象となった個人情報は同一の情報である。以下「本件削除請求情報」という。）が条例第7条で定める収集制限事項に違反しているか否かの当否についてであるが、本件削除請求情報は、住基ネット構築・導入に伴う平成11年の住基法改正以前からの従来の住基法に基づく所定の収集項目であり、同条第1項及び第2項で定める制限事項に違反していないと判断した。なお、当該収集事項は同条第3項で規定するセンシティブな個人情報には該当しないと認知した。

次に、本件削除請求情報が条例第8条で定める外部提供制限事項に違反しているか否かの当否についてであるが、実施機関は、本件削除請求情報を条例第8条第1項第2号の規定に基づいて外部提供したものである。したがって、前述したにおいて、住基法を根拠法令とする住基ネット接続に伴う外部提供が、条例第8条第1項第2号で定める「法令等」の要件を満たしていると判断する以上、当該実施機関に手続上の^{かし}瑕疵はなく、当該外部提供の違法性を認知することはできない。

以上のことから、当審査会は、本件削除請求に対する本件処分は、条例第7条及び第8条の規定に則した適正な処分であることから、違法性は認められないと判断した。

イ 条例第23条（中止請求権）の行使に対する本件処分の適否について

条例第23条は、「何人も、第8条の規定に違反して自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。」として、自己情報コントロール権の一権利である「（目的外利用及び外部提供に係る）中止請求権」について個別具体的に規定している。

申立人は、住基ネット接続に伴う自己情報（本人確認情報）の外部提供は、条例第8条の規定に違反しているため、条例第23条の規定に基づき、実施機関に対して住基ネット接続に伴う自己情報の鳥取県知事への通知（外部提供）について、中止請求を行った。

これに対して、実施機関は「当該外部提供は、条例第8条第1項第2号に基づく適正なものである」と判断し、本件中止請求は適法であると判断し、本件中止請求を棄却したものである。

当審査会は、本件中止請求に対する実施機関の本件処分の適否に

ついて以下のとおり検討した。

本件中止請求は、条例第 2 3 条の規定に基づいて行われた請求である。当該規定においては、自己情報の外部提供に係る中止請求権の要件は、「当該外部提供が条例第 8 条で定める外部提供の制限事項に違反して行われていると認めるとき」としている。アで述べたとおり、自己情報コントロール権が「幸福追求権」から導き出される権利概念であるとする趣旨から考えれば、本件中止請求は条例第 2 3 条で定める要件を満たしていると解すべきである。また、アと同様、実施機関は、棄却処分が相当であるとしていることについてもアと同様に説明付けることができる。

なお、本件処分の適否については、前述したアの理由をもって、違法性はないと判断した。

ウ 本人確認情報非通知に係る市民選択制導入可否について

住基ネットの特性は、当該システムが公共の福祉としての公益性を有するシステムであることであり、その反面、厳重な適正管理が確保されない場合は、個人情報の漏えいや不正侵入などプライバシー侵害の危険性を否定できないシステムにもなり得ることである。したがって、自己情報コントロール権が憲法第 1 3 条で保障するプライバシー権の一内容であり、憲法上の権利であると解する限りにおいては、申立人の主張にあるように、公益性でいうところの利便性を享受する権利と、当該利便性よりもプライバシーを守ることの権利のいずれかを選択する権利は、自己情報コントロール権の正当な行使であり、本人の自由権的意思選択権であると考えられることできる。

しかしながら、仮に当該選択権を認め、住基ネット接続を個人の選択制にした場合、すでに接続し、運用・稼働している当該システムから接続拒否者の自己情報を切り離す等の技術的問題点及び選択制移行に伴う当該システムの再構築に要する経費負担の問題なども当然考慮されなければならない事項である。これらの問題点について、公益性と人権擁護の観点から全体的・総合的に考えた場合、現実問題として選択制への移行が、公共の福祉としての住基ネットの全体一括接続を上回るほどのプライオリティを有するか否かということになると、その判断は極めて困難であると言わざるを得ない。

また、住基ネットが条例第 8 条第 3 項で定めるオンライン結合そ

のものであることは前述したとおりであるが、当該規定の解釈に照らせば、オンライン結合の諾否については、全接続又は全切断の二者択一的選択になるものと解する。この場合の選択裁量権は、条例解釈上、実施機関の長である米子市長にあるものとする。

さらに、憲法第13条から導き出される自己情報コントロール権に基づく「本人確認情報非通知に係る市民選択制」の導入可否に係る裁量権限についても、住民基本台帳事務が自治事務である以上、当該自治事務においてプライバシー等市民の人権を守る義務は米子市長に存するものであることから、実際には米子市長にあるものとする。

以上のことから、現実問題として、すでに住基ネットは住基法に基づいて運用・稼働している状況下であり、法律執行に係る自治体の長の責務及び市民全体の利益等の観点からすれば、米子市長の裁量において選択制導入に踏み切ることが、非現実的であると判断した。

なお、住基ネットの運用・稼働に当たっては、米子市長として市民のプライバシーの保護に最大限の努力を払われるよう要望するものである。

結論

当審査会においては、以上のとおり、本件処分に違法・不当性を認めることはできなかった。

よって、本件異議申立てには理由がなく、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

7 審査会の意見

住基ネットの適正運用と個人情報保護の重要性について

住民基本台帳事務は、地方自治法第2条第8項で定める「自治事務」であり、憲法第92条における地方自治の本旨からして、地方公共団体の長の権限と責任において行われるべきものである。また、市町村長が住民の所在の把握に責任を負うという意義において、地方自治上きわめて重要な事務であるとともに、当該事務のうちの一内容である「住基ネット」は、住民の利便性の向上という側面からは、「公共の福祉」としての性質を有するものであるといえる。しかし、住基ネットが市民の個人情報についてコンピュータネットワークを用いて提

供するものである以上、市長は「市民の権利利益」を守るため、個人情報保護に相当の責任を負うとともに、最大限の努力をしなければならない。

当該事務の性質上、「公共の福祉」と「市民の権利利益の保護」とのどちらにプライオリティがあるかどうかということではなく、本来は両者の調和・バランスを図りながら、どちらも実現していくことが市民の全体の利益になるものであると考える。しかし、プライバシーは、一度侵害されると修復することは極めて困難であることから、その取扱いについては細心の注意を払わなければならない。

したがって、当審査会としては、今後、当該システム運用中に個人情報が侵害されるおそれが生じた場合、市長は迅速果敢にオンラインの切断をも含む厳正な対応をされるよう、強く要望するものである。

行政機関個人情報保護法の問題点について

平成15年5月23日の参議院本会議において可決成立した個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法のうち、とりわけ行政機関個人情報保護法の内容については、「同意取得の原則、直接収集の原則及びセンシティブ情報の収集禁止原則、いわゆる適正収集3原則が取り入れられていない」、「目的外利用及び外部提供の制限が緩やかである」、「職員に対する罰則規定の実質内容に問題がある」などの問題点が指摘されている。

当審査会においては、住基法上の「所要の措置」について、形式的には要件を満たしたと述べたが、反面、このような点で実質内容的には十分と言いきれないと考える。したがって、住基ネットの運用に伴う個人情報の保護措置を実効性のあるものにするためにも、今後、国に対して十分な保護措置の整備に努めるよう、市長として主体的に適宜要望等をされるよう進言するものである。

個人情報の国家管理への懸念について

住基ネットの運用に関しては、データマッチングに係る規制が、個人情報保護法制、住基法のいずれにおいても明確にされていないため、国民・市民の中では、国民総背番号制へとつながりはしないかなどの強い不安感、不信感があることは否めない。

当審査会としても、基本的人権、個人の尊厳の観点から、個人情報の国家管理は、あってはならないことであり、そのような流れが形成

されることに強い懸念を抱くものである。

したがって、今後、万が一にも、本人確認情報以外の集積データの追加等による国民総背番号制的なおそれが生じた場合、つまり、法改正等により個人情報の国家管理的傾向が顕在化してきた場合には、国民・市民のプライバシー権を擁護すべく、市長として最善の方策を取られることを要望するものである。

本人確認情報非通知市民選択制導入問題について

当審査会は、「6 審査会の判断」中、 のウにおいて、市長が本人確認情報非通知市民選択制導入に踏み切るとは、現状においては非現実的であると判断した。

しかしながら、今現在は、現実問題として無理があるものの、自己情報コントロール権が憲法第13条から導き出されるプライバシー権の一内容であり、憲法上の権利であると解する以上、その趣旨からすれば、市民は、本人確認情報非通知の諾否に係る選択権を有するものとする。したがって、当該選択制導入の裁量権限を有する市長は、今後、その導入に関して検討に努めるべきであると考えているので、その旨進言する。

8 委員の個別的意見

個別的意見 A

私個人の意見は、現時点の住基ネット制度への接続は、条例第8条第3項「実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き」に違反していると考えている。したがって、現時点では、住基ネットへの接続を停止すべきものと考えている。その理由は、以下のとおりである。

そもそも、現時点では、住基ネットそのものから情報が漏えいするなどの事件は起こっていない。また、いかなる制度においても、絶対に間違いが起らず安心な制度というものが存在し得ないことも事実である。しかしながら、地方自治体としては、住基ネットを運営させるに当たっては、当該運営で提供される情報の内容・程度に応じて、運営時における最大の安全配慮を行う責務がある。上記責務の遂行にあたっては、住基ネットの性質上（住基ネットは全国的どこからでも情報が得られる制度である）、全国的に均一な安全対策が一斉に行われていることを、住民に明確な形で示す必要がある。

翻って、現時点では、住基ネットにおける具体的安全対策についての統一的規則があるわけではない。また、具体的安全対策についての運営が、一斉に行われているかを審査ないし管理するシステムが構築されているわけでもない（例えば、 という第三者機関が抜き打ちチェックをして、安全対策が全国で同じように運営されているように監視している等）。このような状況においては、住基ネット接続に対する最大の安全配慮が行われているとは言い難く、したがって、現時点の住基ネット制度は、条例第 8 条第 3 項に違反していると考える。

個別的意見 B

ア 結論

実施機関は、鳥取県その他の関係機関と協議をして、抹消を希望する申立人らの自己情報について、住基ネットによる外部情報に送信し、データベースに記録された情報の抹消をするよう努めるべきである。

イ 理由

(ア) 憲法 13 条が保障する幸福追求権には、個人の尊厳を確保するのに不可欠な権利としてプライバシーの権利が内包されており、情報化社会の進展、とりわけコンピュータの普及によって、大量の個人情報の収集・管理が可能となった現代においては、自己の情報をコントロールする権利として理解することが重要である。自己情報をコントロールする権利とは、自己の情報が無限定に収集・管理・利用・提供されることを防止するとともに、他人によって収集・管理・利用・提供されている自己の情報について開示・訂正・抹消を求めることができるという権利である。

(イ) このような自己情報コントロール権が憲法上の権利として保障されているという前提で、条例は成立している。すなわち、条例第 1 条は「『個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために…自己に関する個人情報』の開示、訂正等を求める市民の権利を明らかにする。」と規定し、同第 8 条第 2 項は「実施機関は実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、…必要な制限を付し、…必要な取り扱いを講ずることを求めねばならない。」とし、さらに同第 8 条第 3 項は「公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外の者に対し、通信回線

により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供してはならない。」としている。

- (ウ) とりわけ、住基ネットとの関係において重視されるべきは、条例第8条第3項である。当該条項は、実施機関以外の者に対する電子計算機を用いての個人情報の提供を原則として禁止しており、例外として「公益上の必要」と「必要な保護措置が講じられていること」を条件としているのであるから、上記の自己情報コントロール権の重要性にかんがみ、また一旦侵害された場合の回復困難性を考慮するとき、その条件は極めて厳格に解されねばならない。

そこで、まず住基ネットに関する「公益上の必要」性を検討するに、それを支えるような立法事実が本当にあったのであろうか。いつごろどの市町村がその必要性を求めて要求し、それに同調する多くの市町村が排出したというようなことがあったのであろうか。そのような公益性を支えるような立法事実など本当はないのではないか。政府の提唱する e J a p a n 構想の下、「電子政府」、「電子自治体」としてのコンピュータの利便性と普及の必要性のみが強調され、個人の尊厳が奪われる危険性に関する問題意識があまりにも希薄ではないのか。そのようなことを考えると、「公益性上の必要性」はその存在自体が疑わしいと言わざるを得ない。

また、「必要な保護措置」という面からは、確かに実施機関は、その技術的な面からみても、法的な面からみても、その個人情報の管理は水準以上のものであろう。しかし、住基ネットの特質は、全国3,000以上の市町村のうち一つでも劣悪な水準なものがあれば、そこから危害の侵入を許してしまうところにある。例えば長野県が平成15年12月に実施した検証実験では、庁内LANなどに実験用パソコンを接続して住基ネットのサーバー等に侵入を試みたところ、自由に操作できる状態になったとのことである。確かに100パーセントの安全はあり得ないかもしれないが、その安全が損なわれた場合の危険があまりにも甚大なものが予測される以上、厳格に解するべきであり、この程度の安全性では到底条件を満たしているとは言い難い。

- (I) 町村の財政面から見ても問題が多い。住基ネットは、改正された住基法の一部として位置付けられており、その運用、維持に当たっては国の補助事業ではないので、国から補助金が出るわけ

ではなく、地方交付税という本来各自治体が自由に使える予算の中から捻出しなければならない。この点では住基ネットは自治体財政をひっ迫させる原因となる。トラブルが起こって、個人情報流出した場合、法的責任を負うのは第一次的には市町村である。損害は極めて広範囲に及ぶことになり、実施機関たる市町村が損害を被った多くの住民から管理責任を問われ、超多額の損害賠償を求める訴訟を提起された場合、その負担に耐えられるであろうか。住基ネットはそのような危険を覚悟してまで果たして導入を決断せねばならない制度なのであるか。疑問なしとしない。

(オ) ここで、実施機関の意見聴取の際にあったように、とにかく国が法律で決めた制度なのであるから、実施しないという選択の余地はない。条例は法律の下にあるのだから、法律に背くことはできない、という見解に対して一言する。自己情報コントロール権が憲法上保障されている権利であることは上記のとおりであり、地方自治体の組織運営は、地方自治の本旨に基づいて法律で定めるということも憲法上の要請である(憲法第92条)。そして、地方公共団体は法律の範囲内で条例制定権を有する(同第94条)。さらに憲法は国の最高法規であり(同第97条)、裁判所は法律等が憲法に反するかどうかを最終的に審査する権限を有している(同第81条)。このような体制の元では、条例は形式的には法律の下にあるとしても、それは実質的に憲法に違反しない法律の下にあるということであり、何がなんでも法律で決めれば、地方自治体は無条件にそれに従わないといけない、との理解はまったく間違っている。

(カ) 以上の理由から導かれる結論は、現行の住基ネットについては、個々の住民の自己情報コントロール権を侵害するおそれがある以上、少なくとも個々の住民の選択を許すような運用がなされることが望ましいということになる。この観点から、実施機関は個々の住民からの自己情報に関する削除要求を受け入れて、そのような要求が実現されるよう努力しなければならないことになる。

平成15年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市総務部総務課法制係

〒 683 - 8686 米子市加茂町1丁目1番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390